

文化振興指針の進行管理について

1 指針の進行管理

文化振興指針の進行状況について確認するため、毎年1回、前年度分の事業について実績等のとりまとめを行う。

2 評価及び結果の公表

群馬県では、「県民目線の県政の実施」を実現するため、県が策定した計画等のうち、次の二つに該当する場合は進行管理に伴い自己評価、第三者評価、第三者評価の結果の公表を行うことが望ましいとされている。

- ①群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例の議決対象となる基本計画
- ②パブリックコメントを実施して策定した計画等

文化振興指針はこの対象であることから進行管理にあたっては実績のとりまとめと併せて自己評価、第三者評価を実施し、その結果を公表するものとする。

3 進行管理の流れ

